

審査基準

1 選定方法

提出された企画提案書を以て審査を行う。その際、地域及び受入団体の種別のバランス、過去の実績等も考慮した上で、各評価項目の得点合計が高い順に採択団体として決定する。

2 審査方法

審査者（課長・担当グループ GL・SL・担当）による書類選考とする。必要に応じて計画内容の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

3 評価方法

以下の評価項目ごとに5段階評価をし、審査者が各々評価した合計を平均したものを当該団体の得点とする。

（1）事業趣旨に関する評価

- ① 各地域において、スポーツやレクリエーション活動を通じて、障がい者を含む様々な人の交流を促進するねらいがあるか。
- ② 誰もが気軽に、かつ、継続的に参加しやすいプログラムを工夫しているか。
- ③ 関係団体と積極的に連携を図ろうとしているか。

（2）事業実施主体に関する評価

- ① 事業実施に必要な人員・組織体制が整っているか。
- ② 事業管理を適切に遂行できる体制を有しているか。
- ③ 市町村等から適切な指導・助言を得られる体制があるか。

（3）事業内容に関する評価

- ① 事業の目的が、地域の実態に即しているか。
- ② 計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があるか。
- ③ 実施方法が具体性・適正性・効率性に優れているか。
- ④ 事業終了後のビジョンが明確であるか。

〔評価基準〕

大変優れている = 5点	優れている = 4点	普通 = 3点
やや劣っている = 2点	劣っている = 1点	